

vol.20
秋号
autumn

じんけんの風

宮崎県人権啓発センターだより

「人権」とは、人間らしく幸せに生きるための権利。だれにとっても身近で大切なものです。思いやりの心をもって、みんなで「じんけんの風」を吹かせましょう。



「人権」のことが
知りたいたい!

contents

特集

12月4日～10日は
人権週間です!

11月は「児童虐待防止推進月間」です…… 3

- 瞬 VOICE
児童虐待の防止には、周囲の「気づき」や「応援」、保護者自身のケアも必要です。……………4
中央児童相談所 瀬尾港一 所長
- 同和問題について考えましょう ……………5
- 12月10日から16日までは ……………6
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です
- 企業のみなさまへ 正しい採用選考のために ……………7
- REPORT 県民人権講座 ……………9
講演「音のない3.11～被災地にろう者もいた～」
- わたしたちの人権講座 ……………10

教えて
博士

12月4日～10日は**人権週間**です!

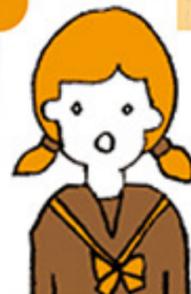
「人権」の歩み



「世界人権デー」である12月10日を最終日とする一週間、12月4日から10日は「人権週間」と定められています。法務省や全国の地方公共団体などでは、この期間に、人権尊重を呼びかける様々な取り組みを行っています。「人権週間」をキーワードに始まった、「じんけん博士」と「あゆみさん」のやりとりを、ちょっとのぞいてみましょう。

博士、12月4～10日は人権週間だそうですね。

あゆみ



博士

そうじゃ。国連によって「世界人権宣言」が採択されたのが1948年12月10日。この日を「人権デー」としているんじゃ。そこで我が国では、10日を最終日とする7日間を「人権週間」として、さまざまな活動を展開しておるんじゃよ。

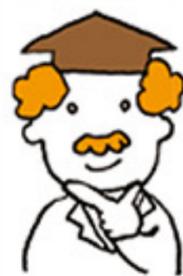
それより前は、人権という考え方はなかったんですか？

あゆみ



博士

17世紀頃からヨーロッパを中心に「人権」という考え方が芽生えたと言われておるが、その後、社会の変化・進展に伴って、「人権」の考え方も進化してきておる。



ということは、いろんな国に、いろんな人権の歴史があったということですか。

あゆみ



博士

そう。たとえば1789年の「フランス人権宣言」では、国家の束縛から個人を解放する「自由権」が中心じゃった。1919年にドイツで制定された「ワイマール憲法」では、貧富の差の拡大や教育の問題などを背景に、初めて「社会権」が制定され、それぞれの規定は、その後、世界に影響を与えておる。

そもそも「世界人権宣言」って、どんなものなんですか？

あゆみ



博士

世界中に大変な惨禍をもたらした第二次世界大戦の反省に立って発足した国際連合。その第3回総会で採択されたのが「世界人権宣言」じゃ。その内容は「自由権」「参政権」「社会権」に大きく分けられる。法的な拘束力はないが、各国の憲法や法律にも取り入れられておるんじゃ。

「人権」思想の芽生え

17世紀、イギリスの哲学者ジョン・ロックは、人権と民主政治の理論を打ち立てました。18世紀に入り、フランスのモンテスキューが「権利の保護のためには権力の分立が必要」と、またルソーが「人は生まれながらにして自由である」と説きました。

「世界人権宣言」

第二次世界大戦では、様々な人権侵害が横行し、多くの命が失われました。その反省をもとに作られたのが、国際連合(国連)です。1948年の第3回総会では、すべての人と国が守るべき基準として、「世界人権宣言」を賛成48、反対0、棄権8の圧倒的多数で採択しました。前文と全30条からなり、だれもが自由であることにより人権が保障されるとする自由権(1～20条)、参政権(21条)、国家や地方公共団体の関与によって人権が保障される社会権(22～27条)にわけて規定しています。

【第1条】

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。

日本も賛同しているんですね。

あゆみ



博士

この宣言の採択当時、日本はまだ連合軍の占領下であり、国連にも加盟しておらんかったんじゃ。しかし、主権を回復することになった1951年のサンフランシスコ平和条約の前文では、「世界人権宣言の目的を実現するために努力」するという宣言をしておる。



日本での人権は、
どう保障されているんですか。

あゆみ



博士

日本国憲法では、だれでも自由に生きる権利、平等である権利、人間らしく生きる権利（社会権）、さらに参政権や請求権などの基本的人権を保障しておる。

わたしたちの人権は、憲法によって保障されているんですね。

あゆみ



博士

しかし、いくら法律で規定しても、われわれ自身がその意義を理解し、人権尊重の心を持たなければ意味がない。一人ひとりが人権意識を高めていくことが重要なんじゃ。

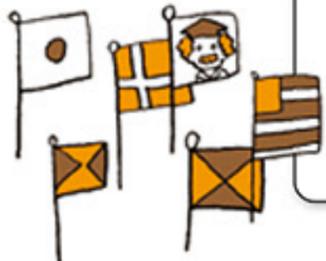
そっか、まずは自分自身か。

あゆみ



博士

人権は、国籍・性別・出身・経歴等を問わず、あらゆる人々に普遍的に保障されている基本的な権利じゃ。21世紀は「人権の世紀」といわれておる。職場や学校、地域そして家庭など、私たちの日常生活を人権という視点から見直してみる。私たち一人ひとりの思いと行動によって、全世界の人々が、人間らしく幸せに生きていける、本当の人権の世紀を創っていかないといかんよね。



人権週間の主な啓発事業

●街頭啓発・人権ミニフェスティバル

人権尊重理解の呼びかけ・啓発物品の配布を行う「街頭啓発」と、人権相談の受付（要事前予約：宮崎地方法務局総務課 ☎0985-22-5125）や人権啓発パネル等の展示、人権キャラクターとの記念撮影会等を行う「人権ミニフェスティバル」が開催されます。

日時、場所＝12月7日(土)イオンモール宮崎（宮崎市新別府町）

・街頭啓発：13:00～13:30 南側出入口付近（予定）

・人権ミニフェスティバル：10:00～15:30 2階イオンホール

●第27回青島太平洋マラソン大会会場での啓発

第27回青島太平洋マラソン大会会場内「ふれあい広場」にブースを出展し、啓発物品の配布等が行われます。人権啓発キャラクター「ジンケンジャー」や「みやざき犬」もやってきます。

日時、場所＝12月8日(日) 9:30頃～啓発物品配布完了まで

宮崎県総合運動公園内「ふれあい広場」

（宮崎県武道館西側）

●人権に関する作品展

県内の小・中・高校生が思いを込めて作成した作文、図画・ポスターの優秀作品の展示が行われます。

日時＝12月10日(火)から23日(月)まで ※12/16(月)休館

場所＝県立図書館1階ギャラリー

12/10 世界人権デー

世界人権宣言が1948年12月10日に採択されたことを記念して、1950年の第5回国連総会において、毎年12月10日に記念行事を行うことが決議されました。1968年以降は5年ごとに、世界人権デーである12月10日に国連人権賞が授与されています。

おもな「人権」のあゆみ

- 1776年 アメリカ独立宣言（抜粋）
「すべての人間は平等につくられている」
- 1789年 フランス人権宣言（抜粋）
「人間は、生まれながらにして自由かつ平等の権利を持っている。…」
「あらゆる主権の原理は、本来、国民のうちにある。…」
「思想及び言論の自由な交換は、人権のもっとも貴重な一つである。」
- 1947年 「日本国憲法」施行
- 1948年 「世界人権宣言」採択
- 1995年 「人権教育のための国連10年」スタート（～2004年）
- 1997年 「「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」公表
- 2000年 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
- 2002年 「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定
- 2011年 「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更

11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待に関する通報や相談件数は、年々増加しており、子どもの命が奪われる重大な事件も後を絶ちません。児童虐待は社会全体で解決すべき重要な課題であり、そのためには、国民全体の理解を深めていくことが不可欠となります。

国では、毎年11月を、「児童虐待防止推進月間」と定めており、全国各地において、児童虐待防止のための広報啓発活動が行われています。



○児童虐待とは？

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかけるなど
- 性的虐待** 性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体にするなど
- ネグレクト** 食事を与えない、ひどく不潔なままにする、保護者以外の同居人や自宅に出入りする第三者による虐待を放置するなど
- 心理的虐待** 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的な扱い、子どもの目の前で他の家族に暴力をふるうことなど

児童虐待を防止するには？

虐待から子どもたちを守るためには、地域の皆さんの気づきが大切です。日頃から子どもたちに関心を持ち「児童虐待では？」と感じることがあったら、お近くの市町村の児童福祉担当窓口や、県内3か所に設置されている児童相談所へご連絡ください。相談・連絡は匿名で行うこともできます。また、相談・連絡者や内容に関する秘密は守られます。



市町村の相談窓口	宮崎市子育て支援課 ☎0985-21-1766	西都市福祉事務所 ☎0983-43-1111	新富町町民こども課 ☎0983-33-6002	椎葉村福祉保健課 ☎0982-67-3111
都城市こども課 ☎0986-23-2111	えびの市福祉事務所 ☎0984-35-1111	西米良村福祉健康課 ☎0983-36-1111	美郷町町民生活課 ☎0982-66-3600	
延岡市こども家庭課 ☎0982-34-2111	三股町福祉課 ☎0986-52-1111	木城町福祉保健課 ☎0983-32-4725	高千穂町福祉保険課 ☎0982-73-1200	
日南市こども課 ☎0987-31-1131	高原町町民福祉課 ☎0984-42-2111	川南町健康福祉課 ☎0983-27-8001	日之影町町民課 ☎0982-87-3900	
小林市子育て支援課 ☎0984-23-1111	国富町福祉課 ☎0985-75-3111	都農町福祉課 ☎0983-25-5710	五ヶ瀬町住民福祉課 ☎0982-82-1700	
日向市こども課 ☎0982-52-2111	綾町福祉保健課 ☎0985-77-1111	門川町福祉課 ☎0982-63-1140		
串間市福祉事務所 ☎0987-72-8701	高鍋町健康福祉課 ☎0983-26-2010	諸塚村住民福祉課 ☎0982-65-1111		

児童相談所の相談窓口

- 中央児童相談所☎0985-26-1551
宮崎市／日南市／西都市／国富町／綾町／高鍋町／新富町／西米良村／木城町／川南町／都農町
- 都城児童相談所☎0986-22-4294
都城市／小林市／串間市／えびの市／三股町／高原町
- 延岡児童相談所☎0982-35-1700
延岡市／日向市／門川町／諸塚村／椎葉村／美郷町／高千穂町／日之影町／五ヶ瀬町
- ★児童相談所全国共通ダイヤル☎0570-064-000
からも、お住まいの地域の児童相談所に電話が繋がります。(24時間)

深夜・休日の相談窓口

子ども・ほほえみダイヤル
☎0985-28-4152 (よいこに)

子ども・ほほえみダイヤル

県では、専門の電話相談員が、土曜・日曜・祝日や平日の夜間（毎日、9時から24時まで）も、子どもや家庭に関する様々な悩み事の相談に応じています。保護者の方でも、子どもさん本人でも、気軽に相談できます。



児童虐待の防止には、周囲の「気づき」や「応援」、保護者自身のケアも必要です。

中央児童相談所・所長 瀬尾港一さん

児童虐待の背景

平成24年度に宮崎県の児童相談所に寄せられた相談状況(表1)をみますと、「身体的虐待」が最も多く、次に「保護の怠慢ないし拒否、いわゆるネグレクト」の順になっています。全国的には従来から身体的虐待がトップですが、こういった件数は、「氷山の一角」とも言われています。虐待が起きてしまう社会的背景には、地域から孤立した家庭環境、家庭や地域における養育力の低下、また経済不安や望まない妊娠、育児に対する不安・ストレスなどいろいろな要因があり、一般的にはそれらが複合している場合に虐待へと発展しやすくなると言われています。

相談所の役目と支援の内容

相談を受けると、児童福祉司や児童心理司などと共に、個々の状況に応じて対応していくこととなります。例えば、ある児童に虐待のおそれがあるとの連絡(相談)を受けると、関係機関からその家庭に関する情報を集めたり、児童の安全確認のための家庭訪問、児童本人や保護者と面接するなどして虐待にあたるかどうかを検討した上で、適切な助言や支援等を行います。また保護者が育児のストレス等を抱えていらっしゃる場合は、子育て支援のためのいろいろなサービスをご紹介しますほか、心身上の疾患・経済的に困窮等の状況などが見られる場合は、児童養護施設等で児童をお預かりするなど、市町村や関係機関と連携しながら支援に努めているところです。

児童虐待は“特別な家庭”だけに起こることではない

児童虐待に関する相談対応件数は、平成10年度は76件でしたが、昨年度は443件と高止まりの状況にあります

(表1) 虐待の相談種別(平成24年度:件)

総数	身体的虐待	保護の怠慢ないし拒否	心理的虐待	性的虐待
443	161	151	121	10

す。この背景には県民の皆様の児童虐待に対する認識が高まり、相談意識が高まったことが大きいと考えています。「児童虐待問題」は、児童を養育している家庭や学校、保育園の関係者など“一部の人たち”にとっての問題と受け取られることもあるかと思いますが、虐待を受けた児童が親になったときに自分の子どもを虐待する「虐待の連鎖」も問題視されている現状があります。日々大変な育児に追われる中、育児ストレスを抱え、気づかないうちに「しつけ」と思ってやっていることが虐待に近い行為に至ってしまうことがあり、決して“特定の家庭だけで起きる問題ではない”とされています。このようなことから、この問題は地域全体で、社会全体で取り組むべき課題であると言われています。

周囲も一緒に「見守り」「気づき」「助ける」気持ちが必要

悩んでいる子どもさんは、一人で悩んだり抱え込んだりしないで、困ったことがあれば学校の先生や友達、自分のことを分かってくれそうな信頼できる身近な人に相談しましょう。県の「子ども・ほほえみダイヤル」など、一般の相談窓口は他にもいろいろあります。また、周りの方々には、普段から見かける児童やたまたま見かけた児童でも何か心配な状況が感じられたら、お声かけいただき、市町村や児童相談所等の相談機関にお知らせ下さい。児童虐待は、できる限り未然に防止すること、早期発見・早期対応が重要。「連絡(相談)は子どもを守るだけでなく、子どもを虐待している保護者を助けることにも繋がる」という視点も十分に認識いただき、宮崎の次代を担う子どもたちの一人でも多くの幸せな顔を作るため一層のご協力をお願いします。

Off Talk

- 最近、ハマっているもの
- 時代物小説(藤沢周平など)
- 休日の過ごし方
- 近郊へのドライブ
- 好きな野球選手
- イチロー

同和問題について考えましょう!

同和問題とは

被差別部落や同和地区などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるということを理由に、様々な差別を受けることがあるという重大な社会問題です。

私たちの生きている社会は、民主主義社会であり、すべての人は生まれながらにして自由で平等です。しかし、「同和地区の人だから」という理由で交際や結婚に反対されたり、結婚しても親子の付き合いや親戚付き合いが断られることがあります。

また、同和地区出身だからという理由で就職に際し不利益な取り扱いを受けたりすることがあります。

最近では、インターネット上での差別書き込みや結婚・就職につながる身元調査などを背景とした戸籍等の不正取得事件も起こっています。



同和問題はなぜ今も残っているのでしょうか

被差別部落や同和地区に対する偏見、差別意識が大きな原因ですが、その背景には、家柄や格式が尊重される風習、伝統や慣習に束縛された行動、昔ながらの迷信、前近代的な意識等、日本の社会、文化体制そのものが深く関わっていると言われています。

また、同和問題について、「知らない、関心がない」、「寝た子を起ささない」と考えることによって、周りの人から伝えられた誤った情報や見方が、そのまま他の人に語り継がれていることも一因として考えられます。

同和問題の解決に必要なことは



同和問題の解決のために、国および地方公共団体、民間団体や企業などが様々な取り組みを行っています。ところが、いまだに「自分には関係がない」、「そっとしとけばいいのに」といった考え方を持っている人が一部にあり、なかなか私たち一人ひとりの課題となっていません。ここに同和問題の解決を遅らせる大きな要因があるといえます。

同和問題を一日も早く解決するためには、この問題に関する正しい知識を身につけることが大切です。正しい知識がないと正しい判断ができず、偏見や差別を助長し、ときには加害者になってしまうことにもなりかねません。

私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、身近にある人権問題を見直しながら、因習や偏見、世間体などに惑わされず、人間としてどう生きるべきか自覚し、自分自身のこととして、できることから実践していくことが求められています。

12月10日から16日までは

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

拉致問題など北朝鮮当局による人権侵害問題の一日も早い真相究明と全面解決のためには、一人ひとりがこの問題に対する認識を深めていくことが重要です。県では、拉致問題に対する県民の皆さんの関心と認識をより深めていただくため、関係機関と協力し、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心として、さまざまな啓発活動等に取り組んでいます。

拉致問題
に関する
パネル展

期 間 平成25年12月10日(火)～12月23日(月)

会 場 県立図書館1Fギャラリー(宮崎市船塚3の210の1)
*開催期間中、拉致問題に関するDVDを上映します。



Q.日本人拉致被害者は何人いるのですか？

A.政府が認定している拉致被害者は17人。このうち5人の方は帰国を果たしましたが、12名については北朝鮮に残されたままです。ほかにも行方不明の日本人のうち、拉致の可能性が疑われる方が多くいます。

Q.どうなれば解決したことになるのですか？

A.すべての拉致被害者が帰国すること、北朝鮮が拉致被害の真相を明らかにすること、拉致を実行した者を日本に引き渡すこと。この3つを実現する必要があります。

Q.拉致問題解決のために、私たちに何ができるのでしょうか？

A.これまで100万人を超える署名が寄せられているように、一人ひとりが、拉致は決して許さないという強い決意を表し続けることが、問題解決の大きな力となります。

出典：政府 拉致問題対策本部ホームページより引用・改編 <http://www.rachi.go.jp/>

拉致問題の解決には「県民一人ひとりの声」が大きな力となります

政府が認定している拉致被害者(17人)のうち、^{ほら ただあき}原 救晃さん(長崎県出身)は宮崎県内で拉致されています。また、北朝鮮に拉致された疑いがある、いわゆる「特定失踪者」の県内関係者も4人おられるなど、本県も拉致の現場となっています。拉致問題は、決してひとつごとではありません。

この機会に、拉致問題に対する認識を深めていただくとともに、拉致被害者の早期救出に向けて、県民の皆さんの温かいご支援とご協力をお願いします。

北朝鮮による日本人拉致問題啓発 DVD の紹介



アニメ「めぐみ」

昭和52年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の様を描いたドキュメンタリー・アニメです。

企画・制作：政府 拉致問題対策本部



「拉致 私たちは何故、気付かなかったのか!」

横田めぐみさんの母親・早紀江さんが思い続けてきたこと、心の叫びを、数々の映像資料や撮りおろしインタビューで構成しています。

制作：「拉致 私たちは何故、気付かなかったのか!」制作委員会
(代表幹事：日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合)

(お問い合わせ) 宮崎県文化文教・国際課 ☎0985-26-7029

企業のみなさまへ 正しい採用選考のために

採用選考の ポイント

就職は、社会生活のうえでも自己実現のためにも、人生に大きな影響を与えます。企業にとって優れた人材を獲得することは、事業の成長・繁栄に不可欠なはず。そのために偏見や先入観、慣習をなくし、「本人の適性と能力のみを採用選考の基準とする」正しい採用選考を行っていくことが重要。採用する側の皆さんは、ここで挙げるポイントを参考に改めて確認してみてください。

！条件に合う人が“誰でも”応募できるようになっていますか？



「女性だから能力がない」「子どもがいるから残業ができない」「障がい者では仕事ができない」などと決め付けていませんか？仕事の条件に合う人が誰でも応募できるようになっているか確認しましょう。

- ☑ 雇用条件・採用基準はあらかじめ決めてありますか。
- ☑ 性別や親の職業など、本人の適性や能力以外のことが採用基準に入っていないか。

ココを
チェック！

！条件に必要なない情報は出させてはいけません

たとえば「本籍地」「家族の状況（職業、収入、住居等）」「宗教」などは、仕事に影響を与える事柄ではないはず。職務を遂行するために必要な能力は何か、そのためにどのような選考が必要かを改めて検討してみましょう。



- ☑ 統一応募用紙や厚生労働省が定めたもの、JIS規格の履歴書用紙以外の用紙を使っていませんか。
- ☑ 住民票の写しや戸籍謄本などを提出させたり、身元調査を行っていませんか。
- ☑ 「なんとなく」で unnecessary 健康診断をしていませんか。

ココを
チェック！



！面接時は事前に質問内容の打ち合わせを十分に行いましょう



本人の適性と能力に関係ない質問や誘導的な質問、興味本位の発想に基づく問い方は、本人の気持ちを傷つける原因にもなりかねません。十分に質問内容についての打ち合わせを行いましょう。

- ☑ 面接の目的、面接によって判断する目標が明らかになっていますか。
- ☑ 質問内容について十分検討がなされていますか。
- ☑ 面接担当者は適切ですか。
(面接技術・観察力・偏見がない・感情に左右されない など)

ココを
チェック！

労働者の採用選考を公正なものとするために

「公正採用選考人権啓発推進員」

選任の目的と役割

公正な採用選考を推進していくにあたり、現在、設置を勧めているのが「公正採用選考人権啓発推進員」(以下、推進員)です。そこで、推進員の目的や役割について、宮崎公共職業安定所の業務次長・田島邦彦さんと、統括職業指導官・田之上睦子さんにお話を伺いました。

宮崎公共職業安定所・統括職業指導官
田之上 睦子さん



推進員手帳や
自主点検資料

採用選考や面接時の質問事項で起こってしまいがちな事例

特に家族の状況、構成、職業、生い立ちなどを面接時に聞くほか、家族をテーマに作文や論文を求めるケースなどが違反事例として全国的に多いようです。安定所では一般の求職者が多いのですが、新規学卒者の場合は進路保障推進協議会というのがあり、学生・企業・学校・教師に対して正しい採用選考に関する周知啓発が進んでいると思われます。面接後にアンケートをとり違反事例がないかどうか確認しているところですが。

推進員を選任することの効果と役割

推進員の基本的な仕事は、自社における公正採用選考システムの構築、ハローワークおよび関係機関との連携、社員への周知啓発です。法的に正しい採用基準を設けるということは、社会的にも「入口もしっかりしている会社」というイメージになります。推進員の方には、推進員手帳や自主点検資料などの資料一式を送付し、研修会などの参加を案内しています。研修会では前年度の事例を担当者から説明。それらを持ち帰って上層部や社員に伝えていただくほか、面接時に不用意な発言をしないよう立ち会う等、実際の採用選考の場に、より活かしていただくことが、今後の課題です。

不必要な選考基準とは

宮崎県では共稼ぎ率が高いため、女性が面接に行った際に夫について聞かれることも多いかと思います。採用選考はあくまでも本人の能力・適性で判断していただきたいのですが、求職者にしてみれば採用されたい一心で質問に答えてしまうという事例も。業務に関わる重要な質問であるのなら、相手に誤解を与えぬよう事前に応募要項として提示すべきです。ただ、昔は会社専用の応募書類が存在したり、採用選考時の健康診断を行っている所などありましたが、今では事業主側でも周知が進んで違反事例も少なくなってきましたね。

「知らない人が出会う場」としての配慮

面接はただでさえ、緊張する場でもある上に、尋ねられる内容によって精神的圧迫や苦痛を受け、実力が発揮できずにその人を排除してしまう結果になることもあります。採用基準はしっかり設けても想定外のダメージを与えてしまう場合もありますので、十分な心遣いをお願いしたいですね。それには、採用する側の人自身が相手の人格を尊重し、傷つけない配慮が必要です。また、威圧的、高圧的な言葉や態度をとらないなど、知らない人が出会う場としていかに配慮できるかが、事業所にとっての公正採用の基本だと思います。

REPORT

講演「音のない3.11～被災地にろう者もいた～」

9月27日(金)、宮崎市民プラザで第2回県民人権講座が行われました。自らも聴覚障がいを持つ映像作家の今村彩子さんが、東日本大震災後に取材し続けた被災地のろう者たちの姿、災害時の情報格差について、映像を交えて手話で講演をされました。

手話通訳：(社福) 宮崎県聴覚障害者協会



いまむらあやこ／名古屋出身 愛知教育大学教育学部卒業
大学在籍中にアメリカ留学し、映画制作・アメリカ手話を学ぶ。
現在は名古屋学院大学で講師をする一方、ドキュメンタリー映画制作で国内にとどまらず海外にも取材に訪れている。

講師 Studio AYA 代表
映像作家 **今村 彩子**さん

地震なのに、どうして海が映っているの？

2011年3月11日、東日本大震災の起きたあの日、私は名古屋で仕事の打合せ中でしたが、揺れを感じ、テレビをつけました。すると、地震が起きているのに画面には海が映し出されています。音の聞こえない私は、不思議な思いでした。自宅に戻り再びテレビをつけると、津波の映像が飛び込んできました。「そうか、さっきの海は津波前の海だったのか」

それから連日報道される被災地の状況に心が痛むとともに、東北の耳が聞こえない人たちはどうしているのだろうと、いてもたってもいられなくなりました。そこで震災11日後の宮城へ、カメラを手に入りました。そこで出会ったろう者の夫婦。耳の聞こえない人は、揺れは感じて、外で鳴り響く津波警報が聞こえません。この夫婦は地震の後片付けをしているところに、「津波が来るぞ！」と近所の人飛び込んでくれたので救われたという話でした。一方で津波警報が聞こえずそのまま亡くなったろう者もいると聞きました。私自身、取材中に余震に襲われ、津波警報の聞こえない恐ろしさを身を持って感じました。

命に関わる情報に格差があってはならない！

たとえ命は助かって、避難所や仮設住宅の暮らしのなかで、ろう者たちは孤独にさらされていました。食事や生活用品の配給の声が、聞こえないのです。そこで常に神経を張り詰めて、周囲の人の動きを注意深く観察しながら生活していました。パソコンやスマートフォンなど情報通信機器はこれほど発達しているのに、一番大切な情報を得ることはとても困難なのです。

私は、強く感じました。命に関わる情報に、格差があってはならないと。そしてこれは、ろう者だけの問題ではありません。日本には多くの外国人が暮らしていますが、彼らもやはり災害時の対応に大きな不安を抱えています。ただ、たとえば「高台」「避難」という言葉が理解できない在日外国人でも、「高い所」「逃げろ」と言えば伝わるかもしれません。

7回におよんだ取材の様子は、ドキュメンタリーDVD「音のない3.11」としてまとめました。このDVDが、障がいのある人について理解を深め、災害時の情報格差について考えるきっかけとなることを願っています。



私たちにとっては日頃何でもないことが、ろう者の方には不便なことがあるのだと感じた。音のない世界というのは怖いんだ。

今村さんのすてきな笑顔に吸い込まれました。ろう者の方々にとって今村さんは光だと思います。

参加者の声

情報が伝わる、伝わらない。そのことを、伝える側、伝えられる側がともに考えていくことが、私たちが目指す社会の方向を示してくれるのではないかと感じました。

手話通訳者の立場として、近所の聴覚障がい者と交流を持ちたいという気持ちを強くしました。



DVDの
問合せ先

Studio AYA
電話・FAX052-621-9670
http://studioaya.com

「音のない3.11～被災地にろう者もいた～」
DVD/23分

わたしたちの人権講座

宮崎県人権啓発センターでは、研修視察に来られた方々を対象に「わたしたちの人権講座」を開いています。人権講座では、ビデオや資料を使いながら、「人権」について楽しく学ぶことができます。多くの皆さまが当センターを訪れ、受講されています。

*「わたしたちの人権講座」の申込みは、随時受け付けています。場所は当センター内の研修室、定員は1回あたり概ね20名程度です。時間は60分程度ですが、内容により調整します。研修内容、その他の相談にも応じます。



平成25年7月17日(水)
都農町高齢者「福寿大学」の皆さん



平成25年7月10日(水)
都農町高齢者「福寿大学」の皆さん



平成25年9月6日(金)
「綾町社会福祉協議会」の皆さん

詳しくは、宮崎県人権啓発センター ☎0985-32-4469まで、お問い合わせください。

おすすめ

宮崎県人権啓発センターでは、図書・ビデオ・DVD等を貸し出しています。詳しくは次ページ参照

DVD 紹介

ほんとの空

制作年：2012 / 時間：36分

高齢者、外国人、東日本大震災の被災者…。本当のことを知らないまま、調べようとしないうまま、そして思い込みや偏見に気づかないまま、人の心を傷つけてしまったら…。傷つけられた人は、どう思うでしょうか。このドラマを見て、考えてみませんか。



部落の心を伝えたいシリーズ 第19巻 差別を許さない自分づくり

制作年：2012 / 時間：26分

同和問題の解決に向け、講演や伝統芸能の復活などに取り組む長谷川サナエさん。「寝た子を起すな」論を露骨にぶつけられても「矢を矢で返す」ことなく、地域に根ざした活動を続ける姿をとらえたドキュメンタリーです。



宮崎県人権啓発センターのご案内

1 研修会の実施

- ・人権担当者養成講座・県民人権講座
- ・人権ファシリテーター養成講座

2 研修会への講師派遣及び紹介

- ・企業や民間団体等の研修会への職員派遣
- ・外部講師の紹介

3 人権啓発情報誌及び資料の作成

- ・「じんけんの風」やパンフレット、啓発資料等の作成

4 ホームページでの情報提供

- ・研修やイベント、センターの事業内容などを紹介
宮崎県人権ホームページ
<http://www.m-jinken.jp/>

5 人権啓発ビデオ等の貸出

- ・DVDやVHSや図書、機材等の無料貸出

6 人権に関する相談

- ・人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。
人権相談専用電話 ☎0985-26-0238

7 わたしたちの人権講座の開催

- ・センター研修室での人権講座

8 団体情報登録制度

- ・県内の人権啓発に関する活動や人権問題に取り組んでいる民間団体・グループを対象とした団体に関する情報の登録制度です。

団体情報登録のメリット

- ・研修室、メールボックスなどセンターの施設の利用
- ・ホームページなどでの活動紹介
- ・各種啓発事業や研修会等の案内・情報誌「じんけんの風」をはじめとする啓発資料の配付などの情報提供

登録の方法

- ・所定の登録申込書に必要事項をご記入の上、活動内容のわかる資料を添付して、センターにご提出ください。

第5回 県民人権講座 「命の大切さ」のご案内

日 時=平成25年12月13日(金)13:30~15:30

会 場=宮崎市民プラザ4階ギャラリー

講 師=又野亜希子さん(絵本作家、元幼稚園教諭)

交通事故で頸髄を損傷し、車椅子の生活に。長女を出産し、「車椅子ママ」として、子育てに奮闘中。「命の大切さ」について、ご自身の経験をもとに御講演いただきます。※お申し込み方法などは、宮崎県人権ホームページ (<http://www.m-jinken.jp>) をご覧になるか、宮崎県人権同和対策課 (電話0985-32-4469) までお問い合わせください。

(第2回県民人権講座の様子が9ページに掲載されています。ぜひご覧ください。)

図書・ビデオ・DVD等を貸し出しています

当センターでは、人権に関する図書やビデオ・DVD等を無料で貸し出しています。個人はもちろん、学校の授業や職場の研修等にご活用ください。貸出の際には、あらかじめ貸出利用登録をお願いします。登録の手続きについては、センターにお尋ねください。

◇貸出冊数及び貸出期間

図 書 貸出冊数：3冊以内 貸出期間：14日以内

ビ デ オ 貸出本数：3本以内 貸出期間：14日以内

機 材 貸出期間：14日以内(機材…16mmフィルム映写機、ビデオデッキ、プロジェクター、スクリーン)

◇ビデオ・DVDについて

ライブラリー所蔵のビデオ・DVDの種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いいたします。

編集後記

今年度も県内の小中学校、高校の児童・生徒のみなさんから人権に関する作品を多数応募いただきました。御協力ありがとうございます。児童・生徒のみなさんが人権の大切さについて考えたことを、それぞれの感性で作文や図画・ポスターという形で表現していただいております。いずれの作品もその思いが伝わってくる力作ばかりでした。今後、啓発資料として活用していきますので、機会があればご覧いただき、人権の大切さについて考えるきっかけとして役立てていただくと幸いです。(黒)



宮崎県人権啓発センター

宮崎市橋通東2-10-1県庁8号館6階
(宮崎県人権同和対策課内)

TEL.0985-32-4469
FAX.0985-32-4454

情報・ご意見などを
お待ちしております。
<http://www.m-jinken.jp/>